

H I V

目次

H I V（とびら）	43
私の被害と訴え（橋本則久）	44
薬害エイズ	46
発生時期と被害の実態	46
差別・偏見	46
和解後の恒久対策	47
課題	47
H I V訴訟と和解後の歩み	49
東京・大阪提訴薬害エイズ年次別死亡被害者数	53
コラム	
参考図書の紹介	54

私の被害と訴え

橋本則久

大阪H I V薬害訴訟原告団 理事

重症型血友病A 1963年生まれ(56) 生後半年で血友病の診断を受ける。感染時期不明ながら1986年23歳ときにHIV感染告知。HCVにも感染。1995年、大阪H I V薬害訴訟に参加し、96年大阪地方裁判所にて和解。HCV治療ためペグインターフェロン投与により寛解するも鬱病発症、二度の肝がんを経て、現在双極性障害治療中。

.....

薬害被害者たちは何と闘ってきたのか

皆様。昨年に引き続きやって来ました。橋本則久と申します。
本日はよろしくお願ひ致します。

私は、昭和38年に広島県大竹市で血友病A重症型として生まれました。今年57歳になりました。

生後6ヶ月の時、広島大学病院で血友病と診断されましたが、当時の医療水準では有効な治療法は輸血しかなく二十歳になるまでに重大な出血をおこし死亡に至るであろうと母は医師に宣告されていました。

しかしその後、高価ではあるものの人の血液から有効成分を抽出したクリオ製剤なるものが作られ、その後、更に高額な高濃縮血液製剤が開発され血友病治療に大きな進展が見られました。

が、時にその高額な製剤を大量投与しなければならない出血を起こすことが日本の健康保険財政に悪影響を及ぼすのではないかと危惧され、上智大学名誉教授の渡辺昇一による障害者・病者が生まれるのは社会の負担だから、「劣悪遺伝子」を受け継いだものは子どもを産むべきではないと主張する、神聖なる義務という週刊文春と朝日新聞による論争が1980年に大々的に報じられる事になりました。

つまりこの時点で差別をされる対象になったわけです。しかもこれは不良な子孫を生まないという優性保護の観点から血友病患者の結婚を制限する事にもなりかねずとても許される事ではありません。

その騒動が沈静化してしばらくして、今度はエイズが血友病患者を襲うこととなります。1985年3月下旬帝京大学病院において血友病患者が2名エイズで亡くなったと朝日新聞が報じたため自身が血友病患者であるということが出来なくなりました。

1986年秋から長野県松本市、翌年初頭の神戸のエイズパニックが起きました。今から34年前の出来事です。当時の新聞には「国際都市に招かざる客」と大々的に

報じられ、写真週刊誌には実名とお通夜の遺影が掲載されるという事態にまで過熱し「性風俗花盛りの日本列島は今、揺れ 始めた」「素性の分からない男性を相手にした女性の発病が今後も増えそう、『身に覚えのある女性の方が要注意』『もう女房も抱けない』等、報道は過熱する一方で、誤解や差別、偏見は助長される一方で、高知エイズパニックでは血友病患者の妻が妊娠した事が報道され、この血友病患者の交友関係までもが調べ上げられるなどしたために全国にあった血友病患者会は瓦解にいたしました。

その前後にも薬害エイズ被害者が交通事故にあい救急車で病院へ搬送された後、その救急車の担架とシートが焼却処分され、車内の消毒が済むまで出動を控えたりした事が報道されたり、血友病患者の姉であるという事だけで勤務先の会社を解雇されたりする事例が続きます。

しかもその後も1992年1月に放映された「たけしのTVタックル」現在も放映されている人気番組で国際政治学者（おそらく前の東京都知事）がアフリカや東南アジアで多くの人がエイズで死亡するのは神の摂理だ。地球上の人口が増えすぎたのだから、ちょうどよい。などと情け容赦ない発言が続くこととなります。先に申し上げた神聖な義務といい、この神の摂理といい、これは一体差別なのでしょうか、病気であるものが生きてはいけないというこれは「迫害」という人道上の罪ではないのでしょうか？

世界中の国々や日本はあのパニックから何を学んだことでしょうか。おそらく何も学んではいません。

2003年に起きた新型肺炎サーズでもパニックが起き、日本でも報道各社が必死に犯人捜しを繰り返されたのは記憶に新しいところです。このようにパンデミックつまり世界的な感染症などの広がりがあった場合、人々はそれを克服しようとする前に排除しようとする習性がある事を自覚する必要があると思うのです。

以前にも増してモラルやマナー、あるいはコミュニティーから少しでもはずれればTVや新聞、週刊誌、インターネット、あるいはSNSで袋叩きにあう事例を皆さんも目の当たりにされていると思います。我々薬害エイズ被害者は身をもって体験してきました。

とここまでは昨年お話した内容ですが、今年は言うまでもなく新型コロナ肺炎が世界を情け容赦なく襲いました。

この反戦平和を高らかに謳い、人々の幸せを心から願う体のこの広島でも例外なく誹謗中傷の嵐が吹き荒れました。目を覆うばかりの凄まじい惨状が連日地元メディアで報道され、誰一人として感染者であった事をカミングアウトされた方はいません。

できるわけがありません。そんな事をすれば、この地では生きていけません。一日も早く治療薬が出来ることを願ってやみませんが、ワクチンが仮にできたとしても私は打ちません。昨年、大阪地裁でHPVワクチン訴訟を傍聴しあまりにもひどい現状を目の当たりにして、ワクチンの恐ろしさを再確認しました。あの傍若無人な被告達と渡り合うのは並大抵のことではないと思いますが、HPVワクチン訴訟原告、弁護

団の皆さん、頑張ってください。応援しています。本日はありがとうございました。

薬害エイズ

発生時期と被害の実態

薬害エイズは1980年代に血友病患者に治療のために投与された血液製剤の中にH I Vが混入していたことにより、およそ 1500 名がH I Vに感染した薬害事件である。1981年に初めてアメリカでA I D S患者の報告があり、1982年に血液製剤を治療に使う血友病患者のA I D S症例が報告されるようになった。1982年～1983年に、アメリカのF D A（アメリカ食品医薬品局）やアメリカ防疫センターがA I D Sの病原体に汚染される危険性の高い非加熱高濃縮剤の危険性を指摘して、クリオ製剤の使用を勧める勧告を出した。そして、同年3月には加熱処理した血液凝固因子製剤の製造販売が承認された。一方、日本では、当時の厚生省はアメリカの血漿の輸入禁止などの危険回避策をとることはなかった。凝固因子製剤は、高価な薬で、日本では一定の価格が保険で支払われるから、原料（血液や血漿）を安く仕入れることで製薬会社の儲けは大きくなる。製薬企業は利益追求を求め、治療に携わる血友病専門医等も製薬企業と同様に非加熱製剤は安全だとして血友病患者に使い続け、また血液安全性に対する国の無策が引き起こした産・官・医の複合薬害である。また、アメリカで加熱承認された段階で加熱製剤に切り替えていたらこの薬害はここまで広がらなかったと言われているが、アメリカの加熱承認から日本が加熱承認するまでの間、世界中で売れなくなった血液や血漿が、販売可能な日本に大量に流入し、83年～85年の3年間では、非加熱血液製剤の輸入依存率が増加していたのである。その結果、約五千人の血友病患者のうち、四割弱の人々が感染したといわれている。現在 723 名が亡くなっている（2020年7月現在）。

差別・偏見

1987年、マスコミによる神戸の誤った過剰なエイズ報道により、エイズパニックが起り、一般の人々に恐怖感を抱かせた。最も厳しい差別を受けたのは血友病患者で、社会的な就職や入学拒否などにとどまらず、医療機関による診療拒否にも苦しめられてきたのである。また、家族においても心理的な影響が多分にあることが過去の患者・家族への調査で明らかになっている。

H I V訴訟関係

1989年5月に大阪で、10月に東京で集団提訴が行われた。被告は、国と製薬会社5社を相手にした。提訴の理由は「国と製薬会社は輸入血液製剤からH I V感染する危険性を予見できたにもかかわらず、安全性を確認する義務を怠った」というもの。1995年4月に東京が、7月には大阪が結審を迎え、10月には和解勧告が出された。裁判でもっとも大きな争点となったのは、血液製剤によるH I V感染は予見できたのか（予見可能性）と、感染の危険は避けられなかったのか（結果回避可能性）の二点。裁判上のみならず、社会的な訴えとして、東京原告団を中心に命がけの座り込みも行った。1993年3月29日に東京・大阪の裁判所で和解一時金および恒久対策を柱とした和解が成立した。また、この事件の刑事上の責任も問われ、製薬企業であるミドリ十字の歴代3社長、厚生労働省の松村元課長、医師である帝京大学安部元副学長を被告人とした刑事裁判が行われた。ミドリ十字元三社長に対しては2005年6月に実刑が確定。松村元課長には2001年9月に一部有罪。控訴審では検察・被告双方の控訴が棄却され、そのま

ま確定した。安部元副学長には、一審で無罪。その後、検察側が控訴していたが、2005年に本人死亡により、裁判が終結した。

和解後の恒久対策

○1998年8月24日厚生労働省前庭に「誓いの碑」を建立。

和解後、原告団遺族が「亡くなった家族の死を無駄にしないでほしい、薬害を二度と起こさないでほしい。」と願って厚生労働省に薬害根絶「誓いの碑」の建立を要請。原告団と共に粘り強く協議。その中で「自戒」の碑であるとする厚生労働省に「自戒」だけでなく、国民に対して誓ってほしいと主張し、三年にわたる長い議論の末に建立された。

厚生労働大臣との定期協議

被害者と厚生労働大臣が直接面談して、懸案事項を協議している。年1回の定期開催がされている。

○薬害エイズ被害者遺族等相談事業「薬害エイズ被害者等遺族相談事業」が実施され、遺族等に対し、相談会、訪問相談、地方相談会などの相談・支援活動を行っている。この事業では遺族等の被害者自身が相談員となり、専門家のサポートを受けながら、ピアカウンセリングやサポートネットワークの展開などを行っている。

○地方ブロック拠点病院の設置H I V感染症についての高度で専門的な治療、また、被害者への救済医療を全国どこでも受けられるよう、全国を8ブロックに分け、それぞれのブロックに「ブロック拠点病院」を設置した。現在でも各ブロックにおいて原告団と、医療機関、厚生労働省との協議が年1回ずつ行われている。

○エイズ治療・研究開発センター（ACC）の設置訴訟の和解確認書を踏まえ、薬害被害救済の一環として、国内外のH I V感染症の治療・研究機関との連携の下に、H I V感染症に関する最新の高度な診療を提供するとともに、新たな診断・治療方法の開発のための臨床研究を行い、あわせてブロック拠点病院等からの臨床情報の集積・分析、診療相談への対応をはじめとした最先端の治療情報等の提供や医療従事者に対する高度な実地研修等を通じて、わが国におけるH I V感染症の医療水準の向上を図ることを役割として、東京の国立国際医療センター（当時）内に設置された。ACCの運営に関しては厚生労働省・国立国際医療研究センター・原告団・学識経験者をメンバーとして運営協議会を年1回開催している。

○H I V感染症の障害者認定

和解確認書の恒久対策のひとつとして、H I V感染症の障害者認定が盛り込まれている。H I V感染症を「エイズ予防法」に見られる「防疫」の対象から、障害としての「福祉」の対象に転換させたものである。これにより、薬害被害者以外のH I V感染者も障害者福祉による公費負担で医療を受けることができ、また、H I V感染症というハンデを背負いながらも、障害者福祉に守られながら社会参加を進めることができるようになり、23年度から遺族の健康診断が実施されるようになり、24年度から遺族の相互支援事業が始められている。

課題

○重複感染しているH C Vの憎悪H I V治療については何種類かの抗H I V薬を組み合わせた多剤併用療法によりコントロールできつつあるが、長期の副作用の問題が深刻である。被害者のほとんどがH I V/H C Vに重複感染しており、H C V単独の場合よりも明らかに進行が早い。

ここ数年、亡くなる被害者のほとんどはHCVを起因とする肝硬変、肝がんなどの合併症が原因である。インターフェロン治療で、なかなかウィルス除去できなかった被害者の多くは、新薬のハーボーニーでウィルス除去できたが、長年に渡って痛めた肝臓を元に戻すことが出来ないため、肝硬変、肝がんなどの重篤な症状が出ている被害者にどう対応していくかが課題である。

また、長期療養に関する問題、患者の高齢化に伴って生活習慣病などの問題も出てきており、医療に関する問題は多様化・複雑化してきている。

○遺族の多様化・高齢化

和解から22年を経過し、遺族等事業を担う遺族も、その対象となる側の遺族も高齢化が進んでいる。しかも、亡くなる被害者は後を絶たず、遺族の数は増大している。被害の実情はひとりひとり異なり、より決めの細かいケアを必要としている。

H I V 訴訟と和解後の歩み

HIV訴訟と和解後の歩み

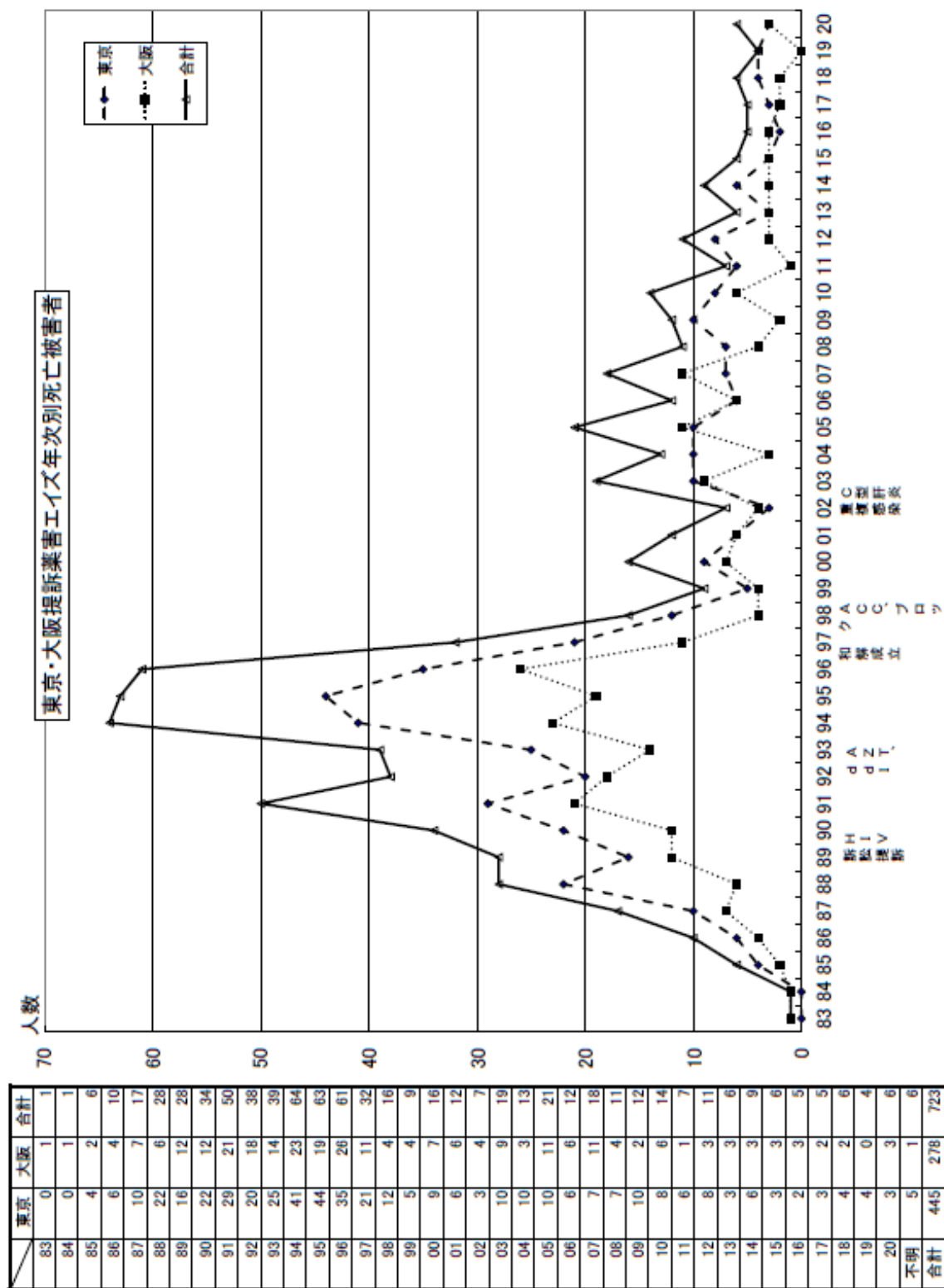
1982 年	
7 月 16 日	米国 CDC(疾病センター)、血友病患者 3 名の免疫不全によるカリニ肺炎発症報告
9 月 1 日	米国 CDC 原因不明の免疫不全に AIDS と命名
1983 年	
7 月 5 日	帝京大症例患者死亡
8 月	スピラ博士「帝京大症例は米基準でエイズと判定」
1985 年	
3 月	米 FDAHIV 抗体検査キットを承認
7 月 1 日	加熱処理第 VIII 因子製剤一括承認、安部英帝京大学教授の治験調整疑惑
3 月 21 日	帝京大学症例血友病患者エイズによる死亡記事 朝日新聞「日本にも真性エイズ」
3 月 22 日	厚生省検討委員会エイズ一号患者確認を発表
1986 年	
1 月	HIV 抗体検査認可
11 月	松本事件 松本市内で就労していたフィリピン人の女性が帰国後HIV抗体陽性が判明、実名が公表された。
1987 年	
1 月 17 日	神戸事件 厚生省が、日本人初の女性エイズ患者を確認と報告。写真週刊誌等が、家族を含めて実名を報道。
2 月 17 日	高知事件 血友病の男性と結婚前に交際していた高知の女性が1ヶ月後に出産することが報道される。
9 月	厚生省エイズ治療研究班(山田班)血友病患者の 40%が HIV に感染と発表
10 月	初の抗 HIV 剤 AZT 販売開始
1988 年	
12 月 23 日	後天性免疫不全症候群予防に関する法律(エイズ予防法)強行採決により成立
1989 年	
5 月 8 日	大阪 HIV 訴訟提訴(原告 2 名) 原告番号1番 赤瀬範保実名公表
10 月 27 日	東京HIV訴訟提訴(原告 14 名)
1990 年	
9 月 21 日	国内民間事業者の有償採血停止
1992 年	
3 月	日本赤十字社 国内献血由来第 VIII 因子製剤販売開始
1993 年	
4 月 1 日	医薬品機構発症予防に資するための血液製剤による HIV 感染者の調査研究事業開始
1994 年	
8 月 7-12 日	横浜国際エイズ会議開催
1995 年	

10月6日	東京地裁・大阪地裁和解を勧告、和解勧告に当たっての所見を提示
1996年	
2月14日	原告被害者、厳冬期に座りこみを断行、国会議員要請行動
3月29日	被告国、製薬企業5社責任を認め和解成立
8月21日	菅直人厚生大臣との協議
9月18日	東京地検安部英元帝京大学教授を業務上過失致死で起訴
9月19日	菅直人厚生大臣との協議
10月9日	大阪地検ミドリ十字元三社長を業務上過失致死で起訴
10月25日	東京地検松村明仁元生物製剤課長を業務上過失致死で起訴
11月2-3日	薬害エイズ国際会議開催(神戸)
1997年	
4月1日	はばたき福祉事業団設立
〃	エイズ治療・研究開発センター(ACC)開設
8月5日	厚生大臣との定期協議(小泉純一郎大臣)
10月1日	ACC病棟開棟式(小泉厚生大臣出席)
1998年	
11月6日	厚生大臣との定期協議(宮下創平大臣)
1999年	
8月24日	薬害根絶「誓いの碑」建立
2000年	
1月17日	厚生大臣との定期協議(丹羽雄哉大臣)
2月24日	大阪地裁 元ミドリ十字三社長に実刑判決
9月23日	ネットワーク医療と人権「MERS」設立
2001年	
3月13日	厚生労働大臣との定期協議(坂口力大臣)
3月28日	東京地裁安部元帝京大学教授に無罪判決
5月21日	薬害 HIV 感染被害者(遺族)生活被害実態調査着手
9月28日	東京地裁元生物製剤課町松村明仁被告に一部有罪、一部無罪判決
2002年	
4月27日	薬害エイズ裁判和解6周年記念集会開催
7月25日	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(血液新法)成立
8月5日	厚生労働大臣との定期協議(坂口力大臣)
2003年	
3月29日	薬害エイズ裁判和解7周年記念集会(坂口力大臣出席)
7月11日	厚生労働大臣との定期協議(坂口力大臣)
12月12日	薬害 HIV 感染被害者(遺族)生活被害実態調査報告書発刊
2004年	

5月24日	厚生労働大臣との定期協議(坂口力大臣)
2005年	
3月25日	東京高裁 松村明仁被告の業務上過失致死事件控訴棄却
4月25日	東京高裁 被告人死亡により安部被告の業務上過失致死事件棄却
5月9日	厚生労働大臣との定期協議(尾辻秀久大臣)
2006年	
3月25日	薬害エイズ裁判和解10周年記念集会(小泉純一郎首相よりメッセージ)
5月15日	厚生労働大臣との定期協議(川崎二郎大臣)
8月30日	「社会福祉法人 はばたき福祉事業団」設立
10月2日	薬害 HIV 感染患者とその家族への質問紙調査報告書 発刊
2007年	
3月25日	薬害エイズ裁判和解11周年記念集会
5月15日	厚生労働大臣との定期協議(柳沢伯夫大臣)
2008年	
3月25日	薬害エイズ裁判和解12周年記念集会
5月26日	厚生労働大臣との定期協議(舛添要一大臣)
9月	「薬害HIV感染被害者遺族等のメンタルケアに関するマニュアル」発刊
2009年	
3月25日	薬害エイズ裁判和解13周年記念集会
6月8日	厚生労働大臣との定期協議(舛添要一大臣)
2010年	
3月27日	薬害エイズ裁判和解14周年記念集会
5月24日	厚生労働大臣との定期協議(長妻昭大臣)
2011年	
3月26日	薬害エイズ裁判和解15周年記念集会
5月16日	提訴者全員の和解成立
6月6日	厚生労働大臣との定期協議(細川律夫大臣)
2012年	
3月24日	薬害エイズ裁判和解16周年記念集会
5月21日	厚生労働大臣との定期協議(小宮山洋子大臣)
2013年	
3月23日	薬害エイズ裁判和解17周年記念集会
5月24日	厚生労働大臣との定期協議(田村憲久大臣)
2014年	
3月29日	薬害エイズ裁判和解18周年記念集会
6月24日	厚生労働大臣との定期協議(田村憲久大臣)
2015年	

3月 日	薬害エイズ裁判和解19周年記念集会
5月29日	厚生労働大臣との定期協議(塩崎恭久大臣)
2016年	
3月26日	薬害エイズ裁判和解20周年記念集会
5月30日	厚生労働大臣との定期協議(塩崎恭久大臣)
2017年	
3月25日	薬害エイズ裁判和解21周年記念集会
6月19日	厚生労働大臣との定期協議(塩崎恭久大臣)
2018年	
3月24日	薬害エイズ裁判和解22周年記念集会
6月25日	厚生労働大臣との定期協議(加藤勝信大臣)
2019年	
3月23日	薬害エイズ裁判和解23周年記念集会
7月30日	厚生労働大臣との定期協議(根本 匠大臣)
2020年	
3月23日	薬害エイズ裁判和解24周年記念集会中止
7月30日	厚生労働大臣との定期協議(加藤勝信大臣)

東京・大阪提訴薬害エイズ年次別死亡被害者数



※令和2年7月20日現在
 (和暦者数1384名)
 (血液製剤異常症全国調査 1432名)

参考図書等の紹介

知っておきたい薬害の教訓—再発防止を願う被害者からの声—

RS財団が開催した「薬害教育研修講座」(平成 22、23 年 12 月)において薬害被害者やその遺族の方々が講演した内容を中心にまとめたものです。

【目次】

序章	戦後の医薬品や医療機器が関連した薬害事件の概要	(執筆者)
第1章	ジフテリア予防接種禍事件	田井中克人
第2章	サリドマイド事件	間宮 清
第3章	スモン=キノホルム薬害事件	辻川郁子
第4章	筋肉注射による大腿四頭筋拘縮症	小田美也子
第5章	薬害再発防止のために～薬害エイズの教訓～	花井十伍
第6章	薬害肝炎事件の検証とその後	泉 祐子
第7章	陣痛促進剤による被害	勝村久司
第8章-1	MMRワクチン事件 ～おたふくかぜワクチン副作用からMMRワクチン事件へ～	栗原 敦
第8章-2	MMRワクチン薬害の実態	上野秀雄
第9章	薬害ヤコブ病について	山村伊吹
終章	過去の薬学事件の教訓はいかにリスクマネジメントに活かされたか	



[企画・編集] 一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団
[判型・頁] B5判・173頁
[定価] 本体 2,400円+税

<https://yakuji-shop.jp/SHOP/9784840812139.html>
薬事日報社

各薬害のビデオ教材多数あり

薬害オンズパースン会議機関誌 Medwatcher Japan

(連載のみ抜粋)

No. 64 連載	オンズパースン回顧録⑬ コレステロール低下剤	関口正人(2020-08-01)
No. 63 連載	オンズパースン回顧録⑫ チャンピックス	水口真寿美(20-03-01)
No. 62 連載	オンズパースン回顧録⑪ ハルシオン	水口真寿美(19-12-01)
No. 61 連載	オンズパースン回顧録⑩ 「サリドマイド」	関口正人(2019-07-01)
No. 59 連載	オンズパースン回顧録⑧ 「イレッサ」	関口正人(2018-11-01)
No. 51 連載	薬害事件ファイル⑩ 薬害イレッサ	阿部哲二(2016-03-01)
No. 50 連載	薬害事件ファイル⑨ 筋肉注射による筋拘縮症	服部功志(2015-11-01)
No. 49 連載	薬害事件ファイル⑧ タミフル	柴田義朗(2015-07-01)
No. 48 連載	薬害事件ファイル⑦ 薬害肝炎	関口正人(2015-03-01)
No. 47 連載	薬害事件ファイル⑥ 陣痛促進剤(子宮収縮薬)	勝村久司(2014-11-01)
No. 46 連載	薬害事件ファイル⑤ 薬害ヤコブ	小池純一(2014-07-01)
No. 45 連載	薬害事件ファイル④ MMR	栗原 敦(2014-03-01)
No. 44 連載	薬害事件ファイル③ 薬害エイズ	福地直樹(2013-11-01)
No. 43 連載	薬害事件ファイル② スモン	服部功志(2013-07-01)
No. 42 新連載	薬害事件ファイル① サリドマイド	関口正人(2013-03-01)

※おもに弁護士が書いた、コンパクトな概説です。同会議 web にて読めます。

<http://www.yakugai.gr.jp/bulletin/>